

アジア知的財産権法制シンポジウム
(平成15年1月30日開催)
—— (下) ——

国際協力部教官 黒川裕正

本誌前号(第13号)に引き続き、平成15年1月30日(木)に大阪中之島合同庁舎2階国際会議室で実施したアジア知的財産権法制シンポジウムの概要を御紹介します。

今回は、アジア知的財産権法制研究会のメンバーとして出席された川瀬幹夫弁理士、パネリストであるWIPO(World Intellectual Property Organization;世界知的所有権機構)の高橋努氏、IDLO(International Development Law Organization;国際開発法研究所)のジュリオ・ザネッティ氏が行われた発表及び補足説明の内容、そして、午後のパネルディスカッションの概要を御紹介します*1。

パネルディスカッションでは、前半は、アジア知的財産権法制研究会のメンバーである小原正敏弁護士、三山峻司弁護士にパネリストとして議論を深めていただき、後半では、会場からの質問を受けての質疑応答が行われました。

なお、末尾にアジア知的財産権法制研究会の紹介も掲載しましたので、併せて御参照ください。

2002年知的財産基本法制定の背景

三協国際特許事務所シニアパートナー弁理士
川瀬幹夫弁理士*2

1 知的財産基本法

(要点)

国家目標(基本方針)の確立、知的創造サイクルの活性化、知的財産戦略本部の設置、知的財産推進計画の策定

(説明)

知的財産基本法とは、昨年3月より首相の私的な諮問機関として開かれていた知的財産戦略会議が最終的に打ち出した知的財産戦略大綱が発表され、11月に知的財産基本法が成立した。国家目標が確立された。知的財産に関する国家目標であり、基本方針の確立である。それをどのように、どこが母体となって実行するのかを定め、推進母体が推進計画を策定することを定めている。

日本は知的財産法は十分に整備されているが、その各法の行くべき道を示す法である。

基本方針は、知的創造サイクルの活性化である。促し、十分に活用し、そして知的財産にフィードバックする。

実現機関は、知的財産戦略本部である。知的財産戦略本部の知的財産推進計画、アクションプログラムでもって具体的に推進する。これは国家目標であり、活性化のターゲットを打ち出した。

知的財産戦略本部を設置して、知的財産推進計画を策定する。

2 知的財産基本法の目的

(要点)

最終目的:活力ある経済社会の実現

手段:知的財産に係る諸施策の推進「内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進すること」

(説明)

直接的には知的財産の推進、最終的には活力ある経済社会実現。活力ある経済社会の手段として知的財産を活性化する。

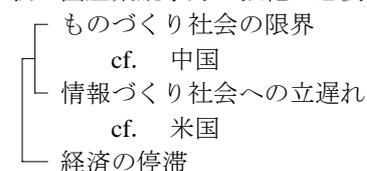
*1 本講演会の企画立案は、東京地方検察庁の田中嘉寿子検事(前法務総合研究所国際協力部教官)が担当した。また、本シンポジウムの報告は、主に、当部からの委託により大阪大学法学部講師・若林翼氏が作成した記録に基づいている。

*2 (かわせみきお)1962年神戸大学卒業、松下電工入社、1971年弁理士登録、2000年松下電工定年退社、三協国際特許事務所入所

3 知的財産基本法の背景

(要点)

我が国産業競争力の強化の必要性



(説明)

我が国産業競争力の強化の必要性。総理大臣も表明。我が国の産業競争力の低下が懸念される。これまでの製造立国という立場は中国に入れ替わっている。ものづくり社会の限界である。

現在も、企業が製造基点を中国に移す傾向にある。

：商標，商号

○事業活動に有用な技術上，営業上の情報

：営業秘密

知的財産権

知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利

：特許権，著作権，不正競争防止法

(説明)

知的財産の公の定義は最初。創作活動成果。事業活動における成果。事業活動に有用な技術上，営業上の情報（営業秘密）。

知的財産権は，権利を付与されたもの。客体に権利を付与（特許権，著作権）だけではなく，不正競争防止法のように，知的財産に悪影響を与えるような行為の禁止も，知的財産権と呼ぶ。

4 情報化社会の実現

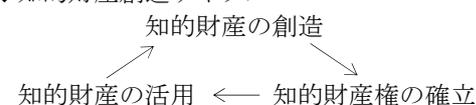
(要点)

◆情報化に即した経済社会

◆知的財産立国の実現

- ・知的財産をもとに
- ・製品やサービスの高付加価値化を進め
- ・経済社会の活性化を図る国づくり

◆知的財産創造サイクル



(説明)

1985年のヤングレポートや、レーガノミックス、プロパテント政策、インターネットのような軍隊の持っている技術のオープンなど、アメリカは情報に関してリーダーであり、一人勝ちである。日本もアメリカには及ばない。

経済が沈滞化している。もう一度経済の発展を図るべき。知的財産を重視すべきである。

ものづくり社会から情報作り社会への変換は、避けて通れない道である。そのために，知的財産を戦略的に活用するというのが知的財産戦略大綱の考え方であり，この基本法である。知的財産を元に，製品やサービスの高付加価値化を進める。

知的財産創造サイクルは，創造して，権利として保護し，そしてさらなる知的財産の創造を目指す，これを目指そう。最終的に情報化社会の実現。

5 知的財産の定義

(要点)

知的財産

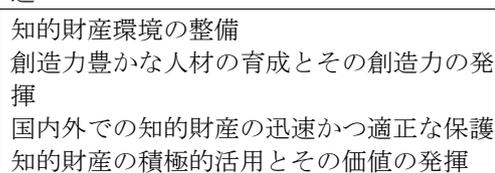
○人間の創造的活動により生み出されるもの
：発明，著作物

○事業活動において用いられる商品等を表示するもの

6 基本理念

(要点)

1. 国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造

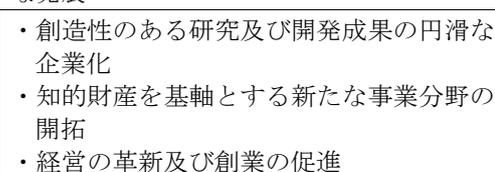


- ・知的財産の恵沢享受社会の実現
- ・知的財産創造の基盤の確立



・国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造

2. 我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展



- ・産業の技術力の強化及び活力の再生
- ・就業機会の増大



・産業の国際競争力の強化
・内外の経済的環境の変化に的確に対応した産業の持続的発展

(説明)

国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造を期すには，知的財産創造サイクルにおける，行政，司法，人材面の整備が十分にされるべきである。そうすれば，スパイラルアップする。

新事業分野の開発，産業発展によって国際競争力をつける。

20年前にアメリカが採用したプロパテント政策と似ている。しかし、ただまねるだけではなく、日本的な展開をはかる。国会答弁でも言われていた。日本的な要素の加味が必要。

7 基本的施策

(要点)

1. 知的財産の創造戦略
 - ・大学の研究開発の促進
 - ・大学から企業への知的財産の移転の円滑化

↓

基礎研究の推進, 学術情報の提供, 権利化の促進, 知財管理機能の強化, 技術移転の促進
2. 知的財産の保護
 - 1) 知的財産権の権利付与の迅速化

↓

特許審査の迅速化, 審判制度の改革

 - 2) 知的財産紛争処理の迅速化

裁判制度の改革 (管轄の集中化 特許裁判所), 専門家関与の拡充, 損害賠償制度の強化, 裁判外紛争処理制度の充実

 - 3) 権利侵害への措置

↓

国境措置の改善 (税関, 水際阻止), 育成者権侵害品対策 (新種種苗法), 二国間, 多国間交渉 (TRIPS の遵守, 情報交換), 国民の啓発強化

 - 4) 新分野知的財産

↓

ポストゲノム研究成果の保護, 再生医療, 遺伝子治療関連技術
3. 知的財産の活用
 - ・知的財産の戦略的活用のための環境整備

↓

 - ・経営者の意識向上のための活用指針
 - ・知的財産の情報開示
4. 人的基盤の充実
 - 知的財産の専門家の育成

↓

 - ・法科大学院の教育強化 (知的財産法)
 - ・知財に強い技術系人材の供給 (理工系に知的財産教育)

弁理士等の専門人材の充実, 機能強化

(説明)

知的財産の創造戦略は, サイクルの一番最初である。知的財産の創造であり, 大学の研究開発の促進である。

アメリカのスタンフォード大学とシリコンバレーとの関係のように, 大学における知的財産がスムーズに企業へ移転される, というような図式である。

日本での大学における特許件数はアメリカに

比べて非常に少ない。企業に運び込まれていない。企業にもそのような体制が必要である。

知的財産権権利付与の迅速化では, アメリカには及ばない。グローバル化に取り残されてはならない。特許審査の迅速化が必要である。保護されるにもかかわらず, 遅れたら大変である。

裁判制度の改革として, 管轄の集中化の問題がある。実質的には特許裁判所をつくるかどうかも検討中である。

新分野の知的財産保護としては, ゲノムの後のポストゲノム研究成果の保護がある。ノーベル賞を受賞した田中耕一さんの特許はたった一つだけであり, 装置の特許だけである。果たして, あれが日本の産業 (経済) 活性化に役立ったのかという疑問が残る。

知的財産の活用の根源についていうと, 経済的な利益を独占するというのが, 知的財産権の意味である。情報公開と併せながら, 戦略的活用が必要である。

8 知的財産戦略本部

(要点)

- ◆内閣に設置
 - ◆総理大臣以下全官僚と民間有識者
 - ◆知的財産推進計画の策定と, 具体的計画的な推進
- (説明)

知的財産戦略本部は, 総理大臣以下全閣僚参加である。ここがきちんとやるかどうかで, この基本法の目的が達成されるかどうかが決まる。

9 知的財産推進計画

(要点)

- ◆知的財産の創造, 保護, 活用及び人材の確保に関し, 政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策
- ◆施策は具体的目標と達成時期を定める
- ◆推進計画の達成状況の調査と結果の公表, 必要な見直し

10 知的財産立国に向けた重要事項

(要点)

- ◆「世界特許」に向けた取組の強化
- ◆実質的な「特許裁判所」機能の創出
- ◆模倣品・海賊版等の対策の強化
- ◆営業秘密の保護強化
- ◆大学の知的財産の創出: 管理機能の強化
- ◆知的財産専門の人材の育成

(説明)

知恵でこれから勝っていくしかない。知的財産はそのためのものである。

(補足説明) ※ 午後に行われたもの
知的財産基本法について補足する。

フィリピン, シンガポールにも IP Code があ

る。日本での IP Code 知的財産権基本法はフィリピンやシンガポールと違って、これ自身で IP を保護するのではなく、現在ある知的財産権の方向性の大枠を示すもの。我が国は TRIPS 協定の概念を重視している。知的財産を保護するという方針を整備しているところである。対象とする、知的財産を保護するという立場から見れば、十分に機能している。しかし、我々が知的財産立国と標榜するには、それぞれが知的財産を保護しても、総合的な力をもって力を発揮していないという現状がある。総合的な力をもって、力を統合していくべきであり、知的財産基本法が設置された。知的財産として基本的な特許、著作権法。例えば、特許法、は産業の発展。経済産業省の特許庁が管轄。著作権は文化の発展。文部科学省の文化庁。これらの二つは同じ目的をもたない、といえる。しかし今は、知的著作物に経済的価値がある。文化保護の対象としてきたが、それはかなり経済的影響力をもつものである。知的著作物を同様の観点によって保護することは可能か。国の財産として活性化する、という方向を示すことが基本法が示唆。整備された法律を一定の方向に指し示す、ということが基本法の役割である。

ヒントとなったのが、シンガポールの IPOS (知的財産管轄庁) である。すばらしい機能を発揮している。知的財産基本法に実現されるべきである。各々の知的財産を保護する機関の一つにすべきである。日本も環境整備の第一に、知的財産庁の可能性を図るべきである。経済の再生を図ることのために法が必要であり、背景、目的だけでも統一して、各機関を同じ方向に動かそうとするのが目的であった。

WIPO 仲裁・調停センター (WIPO (世界知的所有権機関) のアジアに関する活動)

WIPO 仲裁・調停センター

リーガルカウンセラー 高橋努氏^{*3}

1 WIPO の構造

別紙の組織図参照

2 WIPO の役割

1994年10月に設立された (スイス、ジュネーブ)。私的当事者間の経済的紛争に関する仲裁及び調停を行う。知的財産権に関する紛争に主眼を置く (ただし、センターの管轄はこの領域だけではない)。紛争解決についてアドバイスを行う。インターネットのドメインネームの登録及び使用に端を発する紛争について、その解決を行うための重要な存在として知られている。

多数の事件を担当している。世界における紛争の60パーセントを担当し、4,000件以上を処理している。

3 WIPO の活動

調停、仲裁、仲裁前の調停、簡易仲裁、中立者 (100か国以上から1,000人以上の中立者)、ドメインネーム紛争の解決 (1999年12月1日開始)、オンライン紛争の解決 — 時間と人材の多くを削減、ワークショップ、訓練及び会議

今年開催予定の行事 — 仲裁、調停、ドメインネーム・ワークショップ

4 調停の特徴

拘束力がない、手続きは非公式、当事者が自主的に調停案の受入れに同意する — 当事者主導型、調停案を実施するための協定が存在しない — 特に技術又は企業秘密問題、ビジネスソリューション (課題解決)、決定を支援する、当事者主導 — 当事者の意思が結果を左右する、専門的能力をもつ調停人、紛争の本質に集中、商業的な考え方に重きを置く、将来を考える — お互いの利益になるビジネスソリューション (課題解決)、手続きは非公開、という特徴を有する。

5 仲裁の特徴

拘束力のある裁決 — 仲裁人は一人又は三人、手続きは公式、秘密保持、仲裁裁定実施のための協定 — 1958年ニューヨーク協定、130

*3 (たかはしつとむ) 1989-1994年(株)西武百貨店法務部法律専門職、1997年 WTO (世界貿易機構) 法律研究職、1999年エジンバラ大学法学部博士号取得 (国際通商法)、2000年現職

か国以上が調印，法律，言語及び仲裁が行われる場所の選択 — 柔軟性に富む，専門的な能力をもつ仲裁人の選定が可能，一人又は三人の仲裁人からなる仲裁機関が，権利に関する裁定を行う，という特徴を有する。

6 仲裁の前の調停 (Mediation followed by Arbitration)

特に，知的財産権の問題に適している。

仲裁の確実性と調停の利点を併せ持っている。

当事者が指定した期間内に調停による紛争解決ができなかった場合，各当事者は紛争を仲裁にゆだね，拘束力ある裁定を仰ぐことができる。

7 迅速な仲裁 (Expedited Arbitration)

費用は，1,000万 US ドル以下である。

短期間で仲裁が行われ，裁定が下される。仲裁人は一人である。手続の各段階で時間を短縮し，一人の仲裁人が集中審理をする。

8 ドメインネーム紛争の解決 — 主として商標問題

「サイバースクワッティング (ドメインネーム不正登録)」事件を紹介する。先着順のシステムのため，世界的に有名な企業名に類似したドメインネームの登録され，商標権が侵害された。ドメインネーム紛争の解決に関する統一方針及び WIPO 補足規則を適用した。

手続に要する期間は平均で15日である。申立の受理から決定までは通常55日である。

申立てでは以下の事項を証明しなければならない。

- 登録名が，申立人の商標やサービスマークと同一であるか，あるいは紛らわしいほど類似していること。
- 相手方には当該商標について，なんらの権利や正当な利益を有しないこと。
- ドメインネームが悪意で登録及び使用されていること。

1999年12月1日から，WIPO は116 か国からの当事者が関係する20,000件以上を受理した。46か国から314人のパネリストが参加している。アジア出身のパネリストは，日本から八人，マレーシアから二人，中国から二人，シンガポールから六人，そして韓国から七人である。ドメインネームの例は，以下のとおりである。

christiandior.com; easyjet.net; swatch.org
juliaroberts.com; microsoft.org; toshiba.net;
worldbank.net

<<http://arbitrator.wipo.int/subscribe/decisions.html>>にて申し込みができる。

9 オンライン紛争の解決

— 最も成功を収めているのは，オンライン紛争の解決である。WIPO 仲裁・調停センターに直接オンラインで，ドメインネーム紛争の解決に関する申立を提出することができる。申立の書式を更に臨機応変なものにすることで，手続にかかる時間を短縮している。

オンラインで申立を提出する場合のアドレス及び実際の画面は，以下のとおりである。

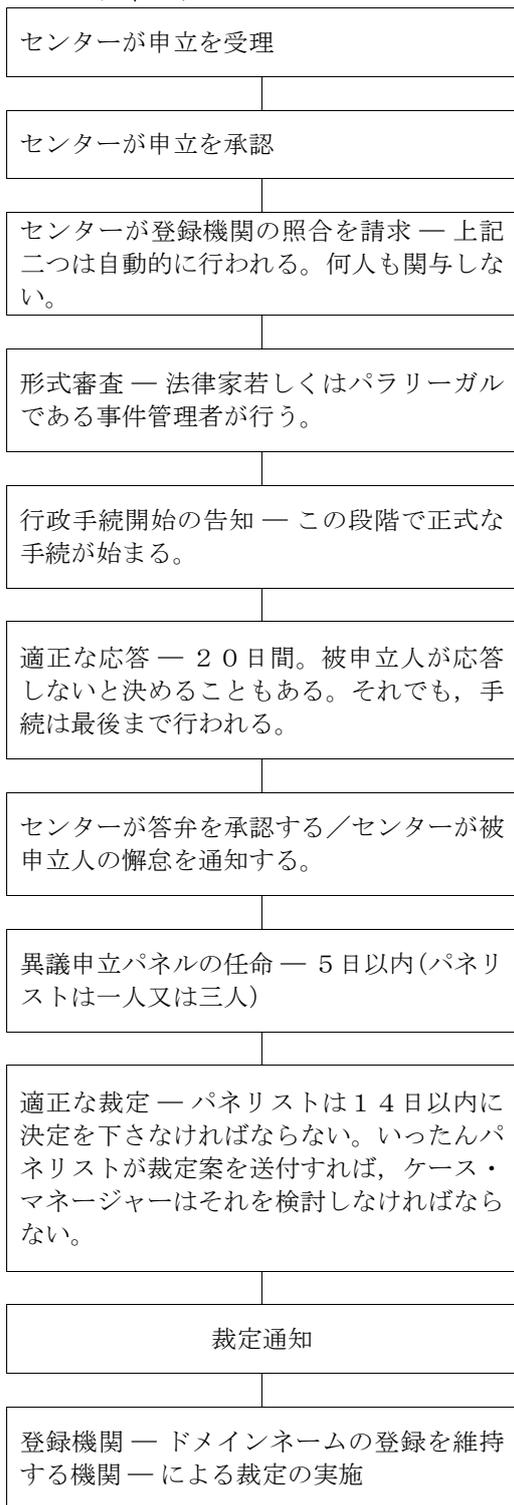
<http://arbitrator.wipo.int/domains/filing/udrpf/complaint.html>



<http://arbitrator.wipo.int/domains/decisions/html/2001/d2001-0911.html>



10 フローチャート



11 具体例

(WIPO 事件番号 D2001-0739)

商標権者：ダイハツ工業株式会社（日本）

ドメインネームの登録者：White TV（アメリカ合衆国）

ドメインネーム：daihatsu.com

登録機関：Tucows Inc.（カナダ）

「ドメインネームの競売に参加しないかとい

う申し出」があった。ドメインネームを売却して利益をあげるというものである。

2001年6月2日に申立が提起され、2001年8月17日に裁定が下された。

裁定の一貫性と透明性の維持を目的として、裁定結果を公表している。法律家は、ウェブサイトアクセスして、事件の準備のための情報を得ることができる。学者にも実務家にもWIPOにも有益である。

アドレス及び画面は、以下のとおりである。

<http://arbiter.wipo.int/cgi-bin/domains/search/legalindex?lang=eng>



12 予定されている行事

(1) 知的財産権紛争の調停に関する WIPO ワークショップ（ジュネーブにて2003年6月26日から27日まで、及び同年6月30日から7月1日まで）。

<<http://arbiter.wipo.int/events/index.html>>

(2) 仲裁人のための WIPO ワークショップ（ジュネーブにて2003年11月）

(3) ドメインネーム紛争の解決に関する WIPO ワークショップ（ジュネーブにて2003年11月）

13 WIPO サミット

知的財産権及び知識経済に関する WIPO サミットは国家公務員対象とした、産業及びプライベートセクター・フォーラムである。北京にて、2003年4月24日から26日まで開催予定である

<<http://www.wipo.int/summit-china>>

Eメール：summit.china@wipo.int,

ファックス：+41 22 338 8840

14 情報

URL: <http://arbiter.wipo.int>

arbiter@wipo.int

tsutomu.takahashi@wipo.int

仲裁・調停センターのメーリングリスト

<http://arbiter.wipo.int/subscribe/index.html>

(補足説明)

なぜ今 ADR（裁判外紛争処理手続き）が知的財産権訴訟の分野で特に注目されているのか。知的財産権をめぐる紛争の性質には幾つかの要

素がある。例えば、この紛争が国境を越えて生ずることである。つまり、様々な管轄権が関与している。高度な技術について言えば、スピードが要求される。そこで ADR が日本を始めとする様々な国で役立つのである。ライセンス契約、研究開発契約、共同協定、薬品販売契約において、仲裁などの ADR の問題点は、当事者が、契約による合意に基づいて、法的な判断機関や言語などを決定しなければならないことである。ただし、一度このような点について合意すると、単一の準拠法、単一の判断機関といった幾つかの利点がある上に、最新の問題点について熟知した専門家を雇うこともできる。非常に重要な争点はエンフォーサビリティー、すなわち実効力である。130か国以上の加盟国に対するエンフォースメントに関する1958年条約。こうした要素とバランスを考えた場合、現状において ADR は重要な役割を果たしている。

日本、及びその他のアジア諸国におけるヨーロッパ商標の保護：知的財産権専門のイタリア人弁護士としての経験（IDLO の対アジア知的財産法整備支援活動）

IDLO（国際開発法研究所）プログラム・リーガル
カウンスル兼知的財産権アドバイザー
ジュリオ・ザネッティ氏^{*4}

本稿の目的として、商標事件を専門とし日本及びその他のアジア諸国に製品を輸出する顧客の商標事務を行う、知的財産権専門のイタリア人弁護士としての経験を述べたい。何が賛成意見で、何が反対意見なのか。潜在的な意義や問題点は何か。それらを克服するために何ができるのか。

ただし本稿では、アジア諸国におけるヨーロッパ商標の保護手続が持つ様々な利点ではなく、実際の問題点及び潜在的問題点に焦点を当てたい。それは、筆者がこうした手続に否定的であるとか悲観的であるからではない。あるいはこの地域での実務を批判しているからでもない。それどころか、ヨーロッパの商標権者はアジア諸国に対して製品やサービスを輸出することに大きな関心を持っており、自己の知的財産保護は必須要件なのだ。しかしながら、アジア諸国で保護を得る手続がいかに効率的で優れているかを説明してどうなるというのだ。このようなアプローチから学ぶべきことは何か。問題や誤解を生む可能性のある要素に焦点を当て、国際取引のシステム全体をもっとスムーズに機能させる解決法を一緒に考える方が得策だ。

ヨーロッパの商標専門家が EU で直面する典型的な状況。顧客がオフィスにやってきて、日本やその他のアジア諸国に自社の製品やサービスを輸出する際の準拠すべき形式と手続について尋ねる。どのような段取りを踏まなければならないのか、また顧客が承知しておくべき潜在リスクは何か。

まず第一に、顧客には、商標が保護されるまでは外国に製品及びサービスを輸出してはならないと警告し、その保護は商標の出願日から始まると説明する。

商標と輸出希望国が特定されれば、その国における当該商標の有効性と取得可能性について考えなければならない。これに関連して、現地の提携者が果たす役割は重要である。まず、私たちは、当該商標が当該国家の国内法の絶対要件（たとえば当該商標が識別可能か等）を満たしているかどうかについて説明を受けなければならない。次に、現地の提携者から、その国内法と実行の検討

^{*4} 1993年ロンドン大学クイーンメアリー校及びウェストフィールド校法学部修士課程修了、1997年司法試験合格後、英国とイタリアで弁護士として勤務 1998-2001年
WIPO 国際登録局・特許協力条約局上席法律専門官、2001年現職

に基づく、当該商標の登録可能性について進言を受けなければならない。

この点に関連して、是非とも頭に入れておかなければならないのは、外国における商標の有効性の絶対的根拠も相対的根拠も、現地の知的財産権の専門家にしか判断できないということである。これは、領土権の原則から直接生ずる結果である。

我々の顧客の側からすれば、明らかにこれは、現地の提携者の決定には多額の費用がかかるということであり、イタリア人弁護士側の側からすれば、信頼できる有能な提携者の優れたネットワークが世界中で必要になるということだ。

その次にすべきことは、商標戦略の決定、すなわち、どこで、いかにして顧客の商標保護を得るかを考えることである。

顧客がアジア諸国で保護を得ようとするならば、選択肢は二つしかない。輸出希望国すべてで出願を行うか、あるいはマドリッドシステムを利用して WIPO（世界知的所有権機関）に国際出願を行うかのいずれかである。第一の選択肢では、何件もの国内出願を数か国語で行い、複数の通貨で何種類もの料金を支払い、しかも様々な法規則を遵守しなければならない。第二の選択肢では、一件の出願（70か国まで指定可能）を、英語又はフランス語で、1種類の料金（スイスフラン）を支払って行い、しかも遵守するのは1種類の規則（マドリッド条約及び議定書に基づく共通規則）だけでよい。つまるところ、マドリッドシステムを採用すれば、出願者は輸出希望国すべてにおいて現地の弁護士や代理人を雇う必要がなくなるわけだ。ゆえに、第二の選択肢の方が好ましく、しかも広く利用されている。

しかしながら、輸出希望国の中にマドリッドシステムの加盟国でない国があればどうなるのか。アジア諸国、特に日本において保護を得ようとする場合、承知しておかなければならない潜在的な問題点とは何か。

潜在的な問題点

- 1. 輸出希望国がマドリッドシステムに加入していない場合
- 2. 商標の翻訳と音訳に関する問題
- 3. 商標の分類に関する問題
- 4. 海賊版、偽装及び訴訟をめぐる問題

1. 輸出希望国がマドリッドシステムに加入していない場合

この場合、ヨーロッパの商標権者は、輸出希望国すべてにおいて別々の出願を行わざるを得ない。先に述べたように、当然ながらこれには膨大な時間と費用がかかるため、顧客は未加入国への製品及びサービスの輸出をあきらめてしまうこともある。

その意味で、まだマドリッドシステムに加入し

ていない国は、この方式への加入を真剣に検討していただきたい。マドリッドシステムへの加入は、輸出を希望する自国の製造者にとっても、この国への輸出を希望する外国の製造者にとっても得策であり、結果として外国からの投資が増え、その質も高まり、ひいてはビジネス全体の規模が拡大するだろう。

2. ワードマークの翻訳と音訳

これは、マドリッドシステムで出願を行うか否かにかかわらず、検討すべき問題である。通常、イタリアにおけるワードマークはイタリア語であるが、英語もかなり増えてきている。もっとも、日本語ということはほとんどないだろう。

日本の特許庁の審査官が、ワードマークが登録可能かどうかを判断する際に、日本語以外の言語で出願されたワードマークの日本語訳を尋ねる可能性は十分ある。審査官が関心を持っているのは、視覚的な類似性だけではなく、例えば概念の類似性でもあるということ忘れてはならない。だから、もし日本語に翻訳した言葉の意味が、既に登録されている商標（周知商標の場合がある）の概念に類似していたら、登録は難しいだろう。

この段階では、商標を音訳するといいかもわからない。つまり、その言葉に該当する日本語を音声で表現するわけだ。しかし、これを文字で表記した場合、審査官が登録を認めない場合があるかもしれない。

いずれにせよ、これは日本の提携者にしかできないことなので、余分に費用がかかるかもしれないことを覚悟しておく必要がある。さらに、他にも余分な費用がかかる場合として考えられるのは、提出する出願書が増える場合（すなわち翻訳及び音訳が必要になる場合）、又は現地の知的財産権当局に出願を却下されるか、あるいは回答を提出しなくてはならない場合である。

3. 分類

1990年2月、日本はニース協定に加盟した。この条約に加盟する以前、日本は、クラスとサブクラスに基づく独自の分類方式を採用していた。これは、二つの問題点を生む原因となるかもしれないので、心に留めておく必要がある。

第一に、私の印象では、日本特許庁の審査官はニース分類に対して極めて厳密な解釈をしているようだ。EU加盟国やおそらく WIPO であれば受理されるだろうという場合でも、日本では、提示された分類があまり正確ではないとの理由からしばしば却下されるという話を聞いたことがある。私は、どちらが正しくてどちらが間違っているかということを知りたいのではない。もう一度言うが、この点は、将来取り組むべき問題かもしれないので、注意しておく必要があるし、現地の代理人からの助言が必要になるかもしれない（もっとも、そうなるとかえって費用がかかることになる）。

第二に、日本特許庁の審査官が時として変更を求める場合、いまだに旧分類法と以前のサブクラスの影響がかなり残っていることがうかがえる。そのため、結果としては、余分な労力と費用がかかることになる。

このような瑣末な問題を除けば、日本の特許庁の審査官は優秀で、その緻密さと職業意識はつとに有名である（特に、それに先立つ商標の引用について）。特にヨーロッパの商標権者にとってありがたいのは、出願者に登録手続すべてについて情報を提供してくれることである。

4. 訴訟

アジア諸国ではイタリア人顧客の寄託数が減少しているだけでなく、訴訟件数も減少している。偽造件数が減少したためと思われるかもしれないが、残念ながらそうではない。実は、イタリアの商標権者がアジア諸国での訴訟提起を断念するのは、多くの要因が引き金となっており、以下はその主な要因である。

— 訴訟にかかる時間と費用。

— エンフォースメント制度に実効性が不足していること — ただし、これはアジア諸国特有の現象ではなく、知的財産権について世界中で提起されている訴訟ほとんどについて言えることである。

— 特に2001年9月11日以後、総体的にみられる世界的な不安定。

今度は、日本に特有な問題点を幾つか検討しよう。

— イタリアの基準からすると、時々長い時間がかかる点は別にしても、訴訟にはまちがいはなく費用がかかる。

— 例えばシンガポールでは、必ずと言っていいほど、しかも迅速に仮措置が行われるにもかかわらず、日本ではめったに認められない。

— 国境での措置がほとんど採用されないばかりか、認められない。これはもっぱら、税関への商標の寄託が複雑すぎるからである。遵守すべき形式が多く、官僚主義の弊害が大きく、しかも準備作業が複雑で、すべての製品をいずれかのクラスに分類し、クラスごとに違う用紙で出願しなければならない。

— 勝ち負けをはっきりさせず、友好的な和解で決着がつける場合が圧倒的に多い。この点は、イタリア人顧客にとってなかなか納得しづらい。

中国では、日本の場合とあまり大きな違いはみられないが、寄託数は幾らか増加しており、イタリア人顧客が中国市場への輸出にますます関心をもつようになっている。その反面、依然として訴訟件数はかなり少なく、最近では減少すらしている。それは、先に述べた理由によるものであるが、以下のような事実も指摘できよう。

— 偽造品が多いにもかかわらず、費用と時間のせいで訴訟の提起が極めて難しい。

— 中国で訴訟を提起する前に、中国の提携者からは、国際登録が中国にも及んでいるかどうかを確認するように言われる。その確認には、中国特許庁から国際登録証明書を中国語に翻訳した「確認証明書」の交付を受けることが必要となる。これは強制的な慣行ではないが、得策なので、是非実行するべきである。実際、中国の当局者（特に警察官）がすべて英語かフランス語で書かれた書類に基づいて仕事をするとは期待しても無理な話だ。もちろん、この手続によって、費用の総額は増えることになる。

— さらに、すべての書類を翻訳するのに、ますます費用がかかる。

香港では、訴訟の大きな問題点は、刑事罰の適用と決定にかかる手続きが煩雑で、使用商標が寄託商標とほんの少し違っているだけで却下される場合があることだ。

（補足説明）

知的財産権にとって必要なのは教育の強化である。一般市民への教育だけではなく、法律の分野に携わるすべての者への教育も必要である。IDLOは世界中で法律的訓練を行っている。1週間にわたって毎日8時間訓練を行う集中コースがある。訓練は、本国及び近隣諸国の判例法の分析を用いた実践的訓練をもとに、現実に即した対話形式で行い、実演訓練も行う。ほとんどの場合、TOT（指導者の訓練）を併せて行う。

エンフォースメントの訓練では、地元の裁判官、調査官、税関、検察官、及び地元警察が参加。これら参加者は、1日8時間、一つの部屋に集められて訓練を行う。こうした集中的な訓練を受けた参加者は、知的財産権の基本的な事件なら扱うことができるだろう。国際協力にとってもっと基本的な問題はコミュニケーションの欠如である。知的財産権の分野に携わる人たちをもっと訓練する必要がある。

パネルディスカッション

- ・三山峻司先生と小原正敏先生が日本側のパネリスト
- ・江口順一先生が司会進行

江口先生：

それでは、パネルディスカッションに移る。
本日は日本側の発言者として、二人のパネリスト、まず、小原先生、次に三山先生に平野先生の問題整理を前提として、そして今聞いた補足的な発言を前提にして、発言をお願いする。

小原先生：

非常に参考になる御報告を午前中に聞かせていただいた。私は専門の弁護士ではない。しかし、ビジネスの紛争解決に関係している。アジア、アセアンの立法の動向が一つの方向を向いていることは参考になった。平野先生の問題整理、統合的取組、という言葉に関して、統合性とは、立法そのものが Code と呼ばれる基本法によって整備されていきている、シンガポールのような実施機関 IPOS、一つのかさの中に取り込んだ取組。取組が行政だけではなく、プライベートセクターとの共同作業で幅広く進められている。カレンさんからの御報告は、水際規制を含めて、国際的な協調、国際的な規制が必要であり、総合的な取り組みが必要とのことであった。

私から質問がある。個別の質問がフロアからあるので1点だけパネリストに質問したい。

平野さんの狭い意味でのエンフォースメントについて、(午後の補足的な報告のうち、フィリピン、シンガポールの例は非常に驚いた報告であったが)、ここでは観点を換え、先ほど高橋さんの方から御報告があったが、ADR による IP の解決について聞きたい。日本でも来年の国会では ADR 基本法というのが、制定されることになっている。ADR と IP の関係について、どのような組織、どのような利用状況なのか。

もう一点。IP の紛争について。まず裁判管轄から言えば多国籍、スピード、専門性を要するという点に関して、仲裁を含めた調停が有効である、という御指摘だったが、その他のパネラーの方は、ADR が今後 IP の領域で今後どのように利用していけるのか、について御発言いただきたい。高橋さんには今後の ADR の活性化について御意見があったらお願いしたい。

江口先生：

小原先生からの問題提起を受けて、これからの時間、ここにおられる皆さんに御発言いただく。

ADR の問題については、今日はたくさん権威

者の方もおられるが、特に IP の領域での研究を深めたい。

Ms. Haq：

ADR について説明する。自助システムは、知的財産権に関する刑事手続にのみ適用される。ADR は民事事件で頻りに利用される。我が国には、調停センターという非常に組織化された機関がある。当事者は自発的に事件を調停センターに提出する。調停センターは、訓練を受け、調停技術を習得したと認定されたパネリストが様々な分野から集められている。調停は仲裁とは異なる。調停の当事者は対立関係にあるのではない。第三者に判断をゆだねる仲裁とは異なり、調停では当事者が自らの努力で和解を探ろうとする。調停人はその事件が既に裁判所にゆだねられていることを前提としているので、裁判資料を検討しようとはしない。民事事件が裁判所に提起されると、すぐに事件は調停センターを通じて調停にゆだねられる。調停による和解の道が模索される。調停によって裁判手続が中断することはないので、裁判手続の一時的な中断のために利用されることはない。両当事者が事実関係を提出すると同時に、自らが争点と考えることを明らかにする。調停人は1人又はそれ以上である。調停センターがすべての方法の準備を行う。調停人の仕事は、両当事者を出頭させ、論点を明らかにし、解決法を見出すことにある。調停が成功すれば、全員が昼食を共にし、最後には仲良くなる。極めて実際的な方法。シンガポールでは、調停による民事事件の解決率は75パーセントである。この結果、裁判に委ねられる事件が少なくなっている。

現在、我が国の裁判所制度は効率が高く、訴えの提起から最終審理までは6か月しかかからない。裁判が迅速なので、弁護士や当事者が遅れをとってしまう。その結果、審理に裁判以上に時間をかける調停か仲裁を選ぶ当事者がますます増えている。

調停に比べ、仲裁は裁判に似ているが、裁判ほど格式ばったものではない。仲裁では、両者の言い分を聞いて、裁定を下す。

我が国には調停制度と仲裁制度がある。訴訟費用を支払う必要はない。しかも短期間で事件は解決する。

知的財産権の事件の多くは弁護士事務所や弁護士による和解がはかられる。裁判に持ち込まれることはない。調停率は高い。裁判所で審理される事件は非常に少ない。平均すると、知的財産権事件の60パーセント以下について、紛争の解決がゆだねられる。このうち、調停によって解決されるのは75パーセント以上である。紛争を解決するように勧めるが、希望するのなら裁判に持ち込むことも可能だ。ただし、書類

を用意しなければならない。裁判制度は非常に迅速なので、実務家にはストレスがたまる。費用があまりかからない点は評価できるが、これには別の面がある。

江口先生：

質問だが、ADR で解決された事件は年間どれぐらいか。

Ms. Haq：

75パーセントが調停で和解する。仲裁は、もちろん裁判所では行われない。

仲裁センターは、様々な分野から仲裁人を選定する。裁判所ほど格式ばってはいないが、類似点はある。これは非常によく利用されるようになっていく。

高橋氏：

日本のADRの将来について私の考えを一言。日本でみられる問題点の幾つかを述べる。

- 1) プライベートセクターにはADRについて知っている法律スタッフがあまり多くない。日本では、調停が裁判所によって行われるので、ADRは裁判に似ている。この二つの異なる紛争解決法は混同されやすい。
- 2) 企業の役員の扱いをどうすべきか。役員の世代。役員もADRについて学ばなくてはならない。ADRとは何かを知らずに、これを利用しようとするのは難しい。しかも、法的な経費に弁護士費用。経済的な理由から、裁判所に訴訟を提起する前にADRの重要性について検討すべき時期である。

専門家の立場から見て、ADRと裁判手続の違いを弁護士が理解すべきである。弁護士が企業関係者に対してADRと裁判手続の両方の訓練を行い、日本社会はADRの利用を奨励すべきである。仲裁・調停センターは、日本を始めとするアジア諸国で様々な催しやセミナーを開催し、少なくとも紛争解決方法に選択肢があることを一般に伝えている。

Ms. Karen：

ADRに関するコメントを述べる。ADRは最近活用されはじめたように見える。しかし、実務家は、それに気付いているか否かにかかわらず、日々の仕事のどこかで既に行っている。調停は実務家に知られている。しかしADRの活用によって、調停制度が整備されつつある。

マレーシアには、調停センターがある。

これまでは無駄遣いを避けるために調停が行われてきたが、今ではむしろ、一般市民の負担を避けるために和解によって紛争を解決している。ASEANの文化に特有の現象である。ADR

のための強固な基盤があるわけである。

ADRの抱える問題とは考え方である。弁護士はすべての事件が和解で解決したら、儲からないのではないかと心配する。この考え方は改めるべきだ。ADRによって弁護士の収入が減ることはない。つまり裁判にもちこまれる事件が減り、弁護士は自分の担当する事件の裁判に時間を費やすことができるようになるか、あるいは担当する事件を増やすことができるだろう。時間と費用の削減、ADRは、我々を正しい方向へ導く制度の一部なのである。

Ms. Haq：

皮肉なことに、シンガポールがADRを設立した際のお手本が日本だった。

三山先生：

Question from me regarding practice.

平野先生の論点にもあったが、大きな問題が二つある。一つは、水際規制の問題、もう一つは、各機関や学校に対する教育啓発である。川瀬先生からも、大学と企業との関係を焦点として取り上げている。

まず、シンガポールのHaq先生。School education campaignについてもう少し具体的に、例えば教育の対象が小学校、中学校、誰がどのように対応するのかなど御説明いただきたい。また、水際について具体的に御説明いただきたい。

Karen先生は、水際の規制の場合に、著作権と商標の問題を説明された。そこでの保証額(deposit)については、どれぐらいの額の必要性があるか。特許権の水際規制について御説明いただきたい。

江口先生：

興味深い問題なので、この三山先生の御質問について、お答えいただく。

Ms. Haq：

あらゆるレベルに対応する教育プログラムを準備している。小学校の6～11歳、中学校の11～16歳及び16～17歳、そして最高レベルは大学入学前である。幼い子供たちの場合、理科と美術の教師が新しい物を作ることに興味を持たせる。教師もIPOSから訓練を受ける。さらにIPOSは、我々に、まるで私的な実務家に対して話すように、無料だから特許を出願しないかともちかける。中学校では、あっと驚くような発明をせよとはばをかける。さらに、知的財産権が保護される理由と犯罪の意味についても教える。子供たちは自分で何かを創りだし、それは保護の対象となり、結果として彼らは知的財産所有者であることを誇りに思う

ようになる。警察は彼らと気さくに触れ合い、彼らも知的財産権についての知識を身に付ける。CR-ROM や質問のできるウェブサイトもある。以上が知的財産権に関する一般市民向けの教育である。

学生たちは我が国の将来を担っている。これがボトムアップによる教育である。

国境を越えて入ってくる製品に関しては、我が国は TRIPS 協定を誠実に遵守している。我が国には水際規制に関する規定がある。税関は知的財産権について責任を追う。IPOS (知的財産管轄庁) は税関と非常に緊密な関係にある。シンガポールを通過するだけで市場に出回らない製品を食い止めることはできない。しかし、市場に出回る製品については、地理的な状況から、製品を食い止めることは極めて簡単である。

江口先生 :

日本でも IP 教育体制の学習指導要領で知的財産権に取り組む予定である。ボトム・アップの話は非常に示唆に富む話である。

Ms. Karen :

保証額については、皮肉でしかも妙な話である。2001年、国境における措置を規定した商標法が制定された。今日では、本法規則に基づいて没収を申請するものは誰もいない。その理由の一つが TRIPS 協定の遵守である。それ以外の原因としては、エンフォースメントを行なう者に対する教育の難しさがある。税関の規則には、不服申立に明記されなければならない事項を網羅したリストがある。その事項とは、対象製品は何か、日時、船舶番号などである。しかし、申立を受けて、あらゆる措置を講ずるのはきわめてむずかしい。莫大な費用をかけて調べるしか方法はないだろう。その原因の一つは、我が国の地理的状況が挙げられる。つまり入国が多いため、調べるのは難しい。では保証額はいくらか。それは申請の性質に基づいて、省が裁量によって決める。あいまいな点が多いため、不服申し立てが行われたことはない。著作権も同じである。

国境を越えた商標侵害に関する規定は、存在しない。製品の没収は間接的に行う。一般市民へ被害が及ぶことがないため、税関職員は知的財産権に興味がない。我々は、税金問題に関する義務にしようとしている。権利を侵害した製品の没収を定めた関税法の領域の対象として、これら製品を考えようとしている。

江口先生 :

水際規制の問題には、日本でも財務省が取り組んでいる。関税定率法などの改正である。

パネルディスカッション (2)

江口先生 :

貴重な質問多くいただいている。小原先生と三山先生に質問をまとめて紹介していただく。そしてパネリストから答えをいただく。

小原先生 :

午前中のセッションの後、6通の質問があった。午後、2通の追加があった。

午前中6枚。テーマ大きく分けて、TRIPS のハーモナイゼーション、知的財産紛争の裁判所の問題、その他、意匠についての手続、基本法についてである。

午後に追加された質問は、WIPO Domain Name の証明責任の問題、IPR 紛争の仲裁における仮処分命令の申立ての回避についてである。

質問者 :

マレーシアのスピーカーの先生から、アセアンのハーモナイゼーション、TRIPS のおかげという御発言があった。どのようなことで進んだのか。現行の TRIPS の何パーセントぐらいのハーモナイゼーションが進んだとお考えなのか。TRIPSI I に向けて、ASEAN 諸国がいかなる目的を持って進めていくべきか。

Ms. Karen :

二つの点に分けて質問に答える。

- 1) TRIPS 協定によっていかに ASEAN 諸国のハーモナイゼーションが実現したかについて。WTO (世界貿易機関) に加盟していない国々には、知的財産権の貿易に関連した側面についての合意に従う義務はない。そこで、1967年に ASEAN 枠組み協定が署名された。カンボディアがその協定に名を連ねると、ハーモナイゼーションを実現し、TRIPS 協定の最低要件を満たすために、各国は、法律の改正に着手せざるを得なくなった。ASEAN 枠組み協定は、ASEAN 諸国がハーモナイゼーションを実現し、TRIPS 協定の最低基準を満たすための指針である。10か国の ASEAN 諸国のうち、5か国が TRIPS 協定の最低要件を満たしている。現在、残りの5か国は法律を起草している。
- 2) ASEAN 諸国が第2次 TRIPS 協定 (the TRIPS II) において役目を果たすべきだと強調。すでに幾つかの国には、地理的表示に関する規定がある。しかし、新たな問題 (しかし古い問題でもある)、伝統的知識の問題が出てきた。ASEAN は、祖先から受け継いだ音楽・民話・美術・神話・民話に

重点を置くべきである。第2次 TRIPS 協定 (the TRIPS II) では、伝統の保護が ASEAN 諸国によって強調されなくてはならない。

江口先生 :

WIPO ではルールづくりをする方向である。WTO でも TRIPS でも議題になる可能性がある。これは是非 Zanetti 先生から一言お願いしたい。これはむしろ 21 世紀型の問題としては人類全体の難しい問題である。

Mr. Zanetti :

私は、伝統的知識の保護、とりわけ発展途上国の伝統知識の保護に大きな関心を持っている。伝統的にも基本的にも、こうした知識は地元では公知の事実であると同時に、自然にかかわる事実であった。しかし、最近、外国に行けば誰の手にも入るという事実が問題になっている。知的財産法を制定し、その一部を適用することで、この問題を解決しようとする国もある。オーストラリアはアボリジニーの美術工芸品について証明書を活用している。カザフスタンのカーペットは工業意匠によって保護されている。カナダでは、伝統的なトーテムポールが著作権によって保護されている。こうした例には共通の問題点がある。伝統的知識の保護という目的の実現にとって、知的財産権は部分的な解決にはなっても、包括的な解決にはならないということである。

その他の例としては、グアテマラが独自の保護に関する国内法を制定した。この法律は非常に大きな効力がある。WIPO はユネスコと協力して、伝統知識保護のための近代的な法律を起草している。以上は立法に関する状況である。

判例法の大きな進歩があった。伝統知識を保護するための法律を持たない国では、ある種の成果が見られる。例えば、ウコンの事例である。これはインドで産出される植物である。アメリカの企業に対する挑戦が実を結んだ。他にはホーディアの事例がある。一番言いたいことは、特に法律が制定されていなくても、各国政府や NGO が伝統知識を保護するために努力するという点である。

伝統知識のデジタルデータベースについては、WIPO は世界中から伝統知識を収集している。もし WIPO だけがこの作業を行い、特許審査官が伝統知識について調べることができるように、体系化されたデータベースを作るとしたら、WIPO だけがこの仕事をすべきではない。皆様は、ご自分自身の伝統知識に関する情報を提供するだけでも、その作業に貢献することができる。

江口先生 :

WIPO のホットな論争である。かなり厳しい南北論争の対立になってくる。

小原先生 :

Traditional Knowledge の保護についての質問も出ている。

また、川瀬先生に対して、知的財産権の一般大衆への認識にはどのようにすればよいか。IPR の侵害をなくすには何が有効かという質問が出ている。

川瀬先生 :

知的財産の啓蒙には 2 種類ある。

1) 一般的な知識として、Haq 先生がおっしゃったように、他人の努力の結果をとってはいけない。創造活動を活性化。きちんとした啓蒙。他人の知的財産を侵害することは悪い、ということを教える。特に創造活動を行っている人たちに IPR を教える。今、工業所有権についての講座をもち、10 年ほど工学部の学生に教えている。実際に発明家として遇される場合、IP についての知識を身に付けて、創造活動を行えば、素晴らしい活動になる。

2) 人材育成

人材育成にも二種類がある 1) 弁理士、弁護士 2) 創造する人々。そういう人々に教えていく。創造という立場から大きくまわしていく必要がある。

質問者 :

シンガポールには e-court において、少額訴訟、電子メールで訴え、判決も E-mail というシステムがある。しかし、そこでは IP は取り扱われたことがないと聞いた。このような e-court は ASEAN 諸国に普及させるべきか。特に知的財産権の紛争処理の決め手となり得るか。

シンガポールの裁判所は IT に力を入れているようだが、それでも、いずれも裁判官、弁護士が手書きでメモを取っているようだ。このように標語としての e-court を掲げ、それを徐々に取り組むのは良い姿勢だといえるが、真の e-court の普及はいつか。

Ms. Haq :

e コートには二つの分野がある。

1) 高等法院への電子書類の提出

現在高等法院から始まる民事訴訟はすべてインターネットを使って出願することができる。ただし、コンピューターによる審理が行われるかどうかは別問題である。高等法院には「テクノロジーコート」と呼ばれる法廷が二つあり、コンピューターによ

る審理が行われる。

すべての裁判書類や訴答書面をコンピューターで検索することができる。判例についてもコンピューターによる検索が可能。このような状況では、裁判官がコンピューターの前に座ってモニターをチェックする。当事者双方の弁護士も同様である。

管理部門の長である高等法院登録官は、テクノロジーコートで扱う事件を決定する。知的財産権に関する事件がテクノロジーコートで扱われる割合が高い。事実、知的財産権に関する事件はすべてテクノロジーコートで審理される。それは、これらの事件にはテクノロジーコートの方が効果的であるからだ。その他の民事事件もすべてテクノロジーコートで審理されるが、それは裁判所が扱う事件数を減らすためである。裁判の審理時間を短縮するために、シンガポールではアメリカのシステムを導入し、証人による証言はすべて宣誓供述書として準備しなくてはならない。法廷で行われるのは反対尋問のみである。

すべての法廷がテクノロジーコートに変わる日がくるだろう。下級法院では、少額事件にコンピューターが導入されている。裁判当事者の代理となる弁護士は不要である。事件は簡単に解決する。Eメールで訴訟提起ができる。インターネットで申立を行い決定が下されるドメイン解決の問題に酷似している。ただしこれは、複雑でない事件に限られる。このようにして我が国では、事件数を減らして解決している。これは民事事件についてである。

求められる救済が全く違うので、知的財産権に関する事件にはふさわしくない。通常の救済とは差し止め命令と損害賠償である。裁判所は、両当事者が出席した審理なくして差し止め命令を下すことはできない。通常、損害賠償は、別の審理で裁判官が決定する。私的財産権に関する事件は少額事件の申立てに似てはいない。争点が簡単ではないからである。

刑事事件でもコンピューターを利用している。強姦や児童虐待の事件である。証言のビデオによって証拠が示される。

ASEAN のハーモナイゼーションについて。私と Mr. Ancheta は、ASEAN の知的財産権という問題に実務家として初めて取り組んだ。委員会が検討している問題のいくつかについてお話ししよう。

ASEAN 諸国のほとんどが TRIPS 協定を誠実に遵守していることは事実である。高いハーモナイゼーション。すべての ASEAN 諸国が WTO 加盟国ではない。例えば、ミャンマー、ラオス、

カンボジア、ベトナムである。ラオスとカンボジアは知的財産権に関する独自の立法を検討している。ASEAN 諸国の知的財産権の進歩には大きな違いがある。この問題にはどのように対処すべきか。TRIPS 協定は最低基準を設けており、我々は5年以内にこの基準を満たさなければならない。ミャンマーはWTO加盟国ではないにしろ、ASEANの一員として、ASEAN諸国と歩調を併せた私的財産法の制定を検討しなければならないだろう。

実務についてはどうか。ASEAN 諸国には、様々な商標、あるいは著作権に関する法規則がある。国によって様々な要件がある。共通の要件をどうすれば決めることができるのか。各国の規則や実施状況を検討しなければ、共通の要件を決めることはできない。ハーモナイゼーションには長い時間がかかる。EU の場合、10年かかった。ASEAN がハーモナイゼーションに着手してから、現在で5年が経過した。つまり、実務の観点からハーモナイゼーションを実現するには、あと5年の余裕があるということだ。

江口先生：

ハーモナイゼーションへの熱気やテクノロジーコートについての貴重なお話であった。

質問者：

高橋先生への質問である。調停では、どのような種類の IPR 侵害が扱われているのか。調停の利点、欠点は何か。

高橋氏

大きな欠点の一つは、両者が関心を持ち、合意しなくてはならないこと、つまり手続のやり方である。

利点は判断機関が一つで、調停人（専門家）、効率の良さ、費用の削減である。

合併事業、ソフトウェアライセンス・ライセンス、ロイヤルティに関する事件を受理する。

質問者：

Domain name dispute resolution では、どのような証拠でどのようなことを証明しなくてはならないのか。

高橋氏：

ドメイン名は場当たりの始まり、規制は技術に追いつかず、後手に回っていた。統一ドメイン名紛争処理方針（UDRP）は、申立人に三つの証明責任を負わせている。

- 1) 商標、マークが同一又は混同のおそれのあること。
- 2) 正当な利益（当該ドメイン名に対する権

利の有無)。

3) ドメイン名が登録され、かつ、使用されていること。

3)に関して言えば、判例法において、使用を証明するには、単に登録者であればよいとされている。当該ドメイン名を登録はしたものの、使用していなかったという証拠を提示することはできる。

2)に関して、相手方が何らの権利又は正当性を有さないということは、商標権者は何の関係もなく、相手方は何も登録していないも同様ということの証拠である。これは悪意と関係する。UDRPは、第4条 b)ドメイン名が悪意に登録され利用されているという証拠の例、第4条 c)、ドメイン名を使用する権利と正当な理由が立証される例を規定。申立人にとっても相手方たる登録者にとっても公正な手続きを保障している。索引で探して、判決を見つける価値がある。

このデータベースには2,000件の判決がある。データベースに全判決の40パーセントから60パーセントが入っている。我々は、索引を完成させようと努力している。

質問者：

ADRに関する質問である。フィリピン、シンガポール、マレーシアのパネリストへの質問である。

知的財産権の紛争の解決に仲裁が望ましいということがあったが、他方、侵害品を差し止めるという意味でのProvisional Preservation Order(仮処分、仮差し止め請求)のようなものが必要となります。仲裁の申立人は、Provisional Preservation Orderを申し立てることがそれぞれの国において可能かどうか。

Mr. Ancheta (フィリピン)：

できる。当事者が仲裁をすると決めると、裁判所が管轄権を有する。裁判所は当事者に対し、いわゆる原状の維持を命じる。つまり、紛争が起こる直前の当事者の地位。

Ms. Haq (シンガポール)：

仲裁機関と裁判所を同時に利用することは不可能。差し止めを望むのであれば、裁判所に行くしかない。裁判所の手続では、ある時点で、調停にかけないかと打診される。差し止め命令が出たら、仲裁ではなく調停にかけろべきだ。仲裁を選択した場合、仲裁合意書の規定には、仲裁条項は、裁判所から差し止めの救済を得る当事者の権利を害するものではないとされる。この特殊な合意でのみ、当事者双方には差し止め命令を裁判所に請求する権利が与えられ、結果として裁判手続に基づいて差し止め命令を活用することができる。合意書にはこの点を明記する必要

がある。そうでなければ、裁判所と仲裁の双方を利用するという恩恵に浴することができない。

Ms. Karen (マレーシア)

全く同じ。裁判所と仲裁機関の両方を利用することはできない。

質問者：

フィリピン Ancheta 先生への質問である。

デザインについてである。通訳では意匠についての法律ができたと言われていたが、しかし配布資料では、半導体チップの回路配置のみしか記載されていない。industrial design は特許型の保護が提供されており、単独の工業デザインの法律は存在しないと考えていいのか。

Mr. Ancheta：

工業意匠が現行法で規定されており、3種類が保護の対象となっている。すなわち、発明製品及びプロセス、そして実用新案、工業意匠。ほとんど変化はない。文言は旧特許法と同じである。集積回路のレイアウトに与えられる特別な保護とは別に、工業意匠の保護がある。

質問者：

川瀬先生への質問である。午前中に説明のあった日本的な要素とは具体的に何か。

川瀬氏：

日本的な要素といったのは、アメリカのプロパテント政策との対比において。国会答弁のところで出ている。知的財産権基本法では、日本的なという文言はない。しかし、アメリカのプロパテント政策の後、何が起こったか。出願、戸外国の出願の増加、損害賠償請求。ベンチャービジネスの立ち上がり。三つのことが起こった。

出願件数の増加。アメリカは創造力の富む社会である。基本的な発明が多く出来上がってくる。それを実現するのが、日本とか韓国である。製品化などは日本などにもっていかれる。応用テクノロジーの場面でプロパテントがある。しかし、日本の場合は逆である。応用テクノロジーは日本では多い。しかし、基本的な発明は少ない。アメリカのように出願件数を増やす必要はない。

アメリカ、陪審制度、訴訟社会、ディスクロージャー、陪審員、高額のお金を素人の判断に支払う。日本ではADRによって、ファジーな答えでやっていく。大学側でも、もう少し使える発明を使って自分でベンチャー企業を起こしてほしい。日本的=アメリカ的ではないという意味である。

知的財産権法で、日本は何を保護しようとす

るのか。創設者なのか、投資者なのか。

知的財産基本法は IP コード（フィリピン、シンガポール）である。しかし、日本の法律は、そのものを規制する法律ではない。知的財産を活力源としながら、経済発展を図るものである。

保護する場面には二つある。知的財産を創造するという場面である。創作者に十分なインセ

ンティブを与える。創造のモチベーションを与える。

二番目が、IPR という本質部分。対象とする知的財産を実施することによって、経済的利益を独占できる、ということである。この経済的な利益についての直接的な保護である。

アジア太平洋知的財産権法制研究会の御紹介

2003年11月

アジア太平洋知的財産権法制研究会事務局

第1 研究会の設立趣旨

1 研究会の紹介

法務省法務総合研究所国際協力部は、財団法人国際民商事法センターとともに、日本貿易振興機構の後援を得て、2002年4月から、2年間の予定で、アジア太平洋知的財産権法制研究会を大阪中之島合同庁舎で開催しています。

法務総合研究所は、1997年度から、財団法人国際民商事法センターとともに、アジア太平洋諸国の法制比較のための研究会を開催しており、過去の研究テーマは倒産法制（1997年度）、企業倒産と担保法（1998・1999年度）及びADR（2000・2001年度）でした。研究活動の発表のために、大阪で国際民商事法シンポジウムを過去3回開催し、アジア太平洋諸国から専門家を招へいし、日本の専門家を交え、各国の法制の現状、実務上の問題点及び今後の方向について意見を交わし、その成果を商事法務研究会から出版しました（末尾参照）。

そして、2002年度からは、新たに「知的財産権」をテーマとして研究しています。

2 主催者紹介

(1) 法務省法務総合研究所

法務総合研究所は、法務省に設置された研究及び研修を実施する機関であり、法務に関する研究活動、職員の研修のほか、ODAの一環として外国の法曹等に対する研修を行っています。

同研究所に2001年4月に新設された国際協力部は、法務省が行う国際協力の一環として、アジア諸国を中心とする発展途上国等に対する法整備支援、すなわち、これらの国の法制度の整備や法律の運用に携わる人材の育成への支援を（大阪市福島区内の大阪中之島合同庁舎を拠点として）行っております。

(2) 財団法人国際民商事法センター

財団法人国際民商事法センターは、1996年に設立された法務省民事局所管の公益財団法人です。同財団は、法務省や国際協力機構（JICA）とも緊密な連携を保ちながら、日本が今日まで蓄積してきた法制度とその運用のノウハウ・知識をアジア及びその周辺諸国に伝えることによって法的基盤の整備を支援するとともに、各国関係者の交流を通じて、国際経済取引に係わる法制度の共通の理解を深めることを目的として、法整備支援事業、日中民商事法セミナーなどの各種シンポジウム、セミナーの開催や調査研究活動などを実施しています。

3 「知的財産権」を研究テーマに選んだ趣旨

2002年に制定された知的財産戦略大綱においては、我が国が知的財産立国を目指す旨宣言されましたが、知財法分野の国際経済法としての重要性の高まりと、ADR研究会において知的財産権をめぐるADRについても調査研究を行ってきたことから、アジア太平洋法制研究としての継続性をも維持することができるので、新たなテーマとしてふさわしいと考えたからです。

4 研究会へのジェトロの協力

JETRO（日本貿易振興機構）は、これまでの研究会でも御協力いただきました。今回の研究会においても、大阪本部から研究会に毎回御出席いただき、JETROの研究資料を提供していただくとともに、海外調査において、多大な御協力をいただいているところです。

第2 研究会の構成

1 顧問、座長

《顧問》

小野昌延・小野法律事務所弁護士



(略歴)

- 1955年 弁護士登録
- 1971年 京都大学法学博士
- 1974年 特許庁・工業所有権審議会委員
- 1982年 神戸大学講師（無体財産権法担当）
- 1999年 日本商標協会会長

《座長》

江口順一・帝塚山大学大学院法政策研究科長・教授（大阪大学名誉教授）
日本工業所有権法学会理事長



(略歴)

- 1960年 京都大学大学院法学研究科修了
- 1981年 大阪大学法学部教授(大学院法学研究科担当)
- 1986年 大阪大学総長補佐
- 1994年 大阪大学法学部長
- 1998年 日本工業所有権法学会理事長
- 1999年 大阪大学名誉教授
帝塚山大学法政策学部教授
- 2001年 帝塚山大学大学院法政策研究科長

2 研究員（順不同）

辰巳直彦・関西大学法学部教授

（略歴）

1977年 京都大学法学部卒
1980年 財団法人比較法研究センター主任研究員
1988年 神戸学院大学法学部助教授
1992年 甲南大学法学部教授
2002年 関西大学法学部教授

茶園成樹・大阪大学大学院法学研究科教授

（略歴）

1984年3月 大阪大学法学部卒業
1986年3月 大阪大学大学院法学研究科博士前期課程修了
1989年4月 大阪大学法学部助手
1993年4月 大阪大学法学部助教授
2003年3月 大阪大学法学部教授

川瀬幹夫・三協国際特許事務所シニアパートナー弁理士

（略歴）

1962年 神戸大学卒業，松下電工入社
1971年 弁理士登録
2000年 松下電工定年退社
2000年 三協国際特許事務所入所

小原正敏・きつかわ法律事務所弁護士

（略歴）

1976年 早稲田大学法学部卒
1979年 弁護士登録
1980年 イリノイ大学ロースクール修士課程（比較法修士号取得）
1987年 ニューヨーク州弁護士登録
1989年 大阪弁護士会常議員（1996年，1999年も同様）
1999年 近畿弁護士会連合会理事
2000年 日本ローエイシア友好協会理事（翌年副会長）

三山峻司・三山峻司法律事務所弁護士

（略歴）

1975年 中央大学法学部法律学科卒業

1981年 弁護士登録
1986年 現事務所（三山峻司法律事務所）開設
1999年 弁理士登録

平野恵稔・弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

（略歴）

1987年3月 京都大学法学部卒業
1989年4月 弁護士登録
1989年4月 大江橋法律事務所勤務
1993年5月 ペンシルバニア大学ロースクール卒業
1993年9月～1994年8月
ピルズバリー・マシソン&ストロ（現ピルズバリー・ウインスロップ）法律事務所勤務
（ロサンゼルス）
1994年 ニューヨーク州弁護士会登録
1997年 弁理士登録

田中秀幸・大阪地方裁判所第21民事部（知的財産権部）判事

（略歴）

1993年 大阪地方裁判所判事補
1995年 司法研修所付
1997年 東京地裁判事補
1998年 長崎地家裁判事補
2001年 大阪地家裁判事補
2003年 大阪地裁判事

また、日本貿易振興機構（JETRO）から大阪本部国際経済交流センターの大槻正通課長に協力メンバーとして参加していただいています。

3 事務局

事務局は、法務総合研究所国際協力部と（財）国際民商事法センターの職員が担当していますが、研究会の記録等については、大阪工業大学知的財産学部助教授の山名美加氏、立命館大学法学部助教授（知的財産法担当教員）の宮脇正晴氏にお願いしています。

第3 研究会の研究手法

1 研究対象国

中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの6か国

2 アンケートの作成・送付

上記1の研究対象国における現地の専門家へのアンケートを英文で作成し、送付します。

3 アンケートの内容検討

アンケート結果の内容を比較検討します。

4 現地調査

アンケート結果を踏まえ、なお不明な点を中心に、現地調査を行います。

5 調査結果の総合的な分析・比較

調査結果を総合的に分析し、可能な限り横断的な比較研究を行います。

6 2004年3月12日（金）にシンポジウム開催

以上の結果を踏まえ、研究対象国から専門家を招き、大阪中之島合同庁舎の国際会議室において、2004年3月12日（金）に第4回国際民商事法シンポジウムを開催します。

また、上記シンポジウムがより内容的に充実したものとなることを目指して、研究活動の中間段階の2003年1月30日（木）に、大阪中之島合同庁舎2階国際会議室において「アジア知的財産権法制シンポジウム」を開催しました。

なお、上記「アジア知的財産権法制シンポジウム」の結果概要については、以下の論文で紹介されています。

（論文名）

シンポジウム「アジア諸国における知的財産権法制とそのエンフォースメントの現状と課題」

平野惠稔弁護士（本研究会研究員）著

NBL No. 757 (2003. 3. 15) 所収

7 出版

2004年3月12日（金）のシンポジウムの結果を取りまとめて出版します。

（補足）

アジア太平洋知的財産権研究会の研究活動の紹介が、以下のとおり掲載されました。

「アジア諸国における知的財産法制

—— アジア太平洋知的財産権法制研究会の活動の紹介を兼ねて ——」

法務総合研究所国際協力部教官・黒川裕正（本研究会事務局）著

「法律のひろば」2003年2月号所収

《参考》

- 【第1回】 テーマ：「アジア・太平洋における倒産法制」
日 時：1997年11月18日 9:30～17:30
場 所：大阪国際交流センター
出版物：「アジア・太平洋諸国における倒産法制 アジア・太平洋比較法制シリーズ1」
アジア・太平洋倒産法制研究会編 2000年 (社) 商事法務研究会発行
- 【第2回】 テーマ：「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法」
日 時：1999年2月19日 10:00～17:00
場 所：大阪国際交流センター
出版物：「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法
アジア・太平洋比較法制シリーズ2」
アジア・太平洋倒産法制研究会編 2001年 (社) 商事法務研究会発行
- 【第3回】 テーマ：「アジア・太平洋諸国におけるADR」
日 時：2002年2月15日 10:00～17:00
場 所：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室
出版物：「アジア・太平洋諸国におけるADR アジア・太平洋比較法制シリーズ3」
アジア・太平洋法制ADR研究会編 2002年 (株) 商事法務発行 (別冊 NBL No. 75)

WIPO 組織図

